

集落所有共有地の事で困っていませんか？



相続が数世代遡っている
ままである。

名義人の所在が分からない
人がある。

相続関係者全員から承諾を
得るのが大変。



こんな状況の土地を所有されていたら、耳よりな情報をこっそりお知らせします。

必見



集落等が所有する土地について、**登記の特例制度**が創設されました。

集落等が所有する土地を地縁団体名(集落名等)に名義変更しようとするときに、名義人(又は法定相続人)の連絡先が不明等により関係人全員の書類が整わない場合、相続書類に代えて役場が発行する証明書を登記申請書に添付することで登記手続きが可能となりました。

なお、あらかじめ認可地縁団体を設立する必要があります。

要件

集落が所有する財産で、10年以上保有していること
所在が不明な名義人又は法定相続人が存在すること など

詳しくは、役場担当課まで御確認ください。

| | | |
|-----|-------|--------------|
| 日南町 | 総務課 | 0859-82-1111 |
| 日野町 | 企画政策課 | 0859-72-0332 |
| 江府町 | 総務課 | 0859-75-2211 |



【認可地縁団体】

登記名義人：〇山〇夫、×川×彦・・・

相続人の所在が
わからない等により・・・

**移転登記
できない**

登記名義人：△△自治会

【市町村】

②提出資料の確認

③公告(3月以上の期間)

異議がなかった場合

④証明書の交付

①申請

〈申請要件〉

(1)認可地縁団体が所有

(2)10年以上占有

(3)登記名義人又は相続人の所在が知れない など

移転登記可能に

※登記費用として登録免許税(固定資産税評価額の20/1,000)が必要です。

認可地縁団体とは？

自治会、町内会、集落等の地縁による団体で、市町村長の認可を受けた団体です。(法人格を取得)